

定例監査の結果

1 監査の期間

平成28年 2月15日から平成28年 3月 8日

2 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部保険年金課及び健康課

(2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成27年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 保険年金課

ア 国民健康保険高額医療費共同事業負担金などの歳入について、補助金又は負担金の交付決定時に調定していないものがあった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

イ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の支給区分の適用誤りにより時間外勤務手当が少なく支給されていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

ウ 職員の週休日の勤務について、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないが、休憩時間を与えられていないものがあつた。労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

エ 年次休暇の専決専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、主査が年次休暇の専決者となっていた。

基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。

(2) 健康課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除に関する根拠条文が明記されていないものや1者随意契約の正当な理由が不明確なものがあった。

(イ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約を締結した際の公表をしていないものがあった。

イ 臨時職員の賃金支給事務において、勤務時間数の集計誤りにより、賃金が少なく支払われていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。